

地震災害での負傷者の約3～5割が、家具などの転倒によるものです。  
もしものとき、家具を凶器にさせないために。

# 家具転倒等防止 対策支援事業

地震による家具などの転倒を防ぐための  
家具の固定を、基本無料※1で行えます。

## ■ 固定家具等の上限数

1世帯あたり3つまで

## ■ 費用の負担（※1）

費用の負担は基本的にありません。

ただし、取り付け金具などの費用が1,000円を  
超過した場合の超過分は個人負担となります。

## ■ 申請できる方

町の住民基本台帳に登録があり、次のいずれ  
れかに該当する方が申請できます。

- ① 65歳以上の者だけで構成されている世帯
- ② 介護保険法に基づく要介護認定において要介護  
3以上の判定を受けている人が属する世帯
- ③ 身体障害者のうち障害者手帳を有する者で、障  
害の程度が1級または2級の人が属する世帯
- ④ 知的障害者のうち療育手帳を有する者で、障害  
の程度がA判定の人が属する世帯
- ⑤ 精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳1級  
の交付を受けている人が属する世帯
- ⑥ 特定疾患医療受給者証を受けている難病患者、  
小児慢性特定疾患医療受給児が属する世帯
- ⑦ 上記7項目に準じる状態にある者で町長または  
自治会等が必要と認める人が属する世帯

## ■ 手続きの流れ

利用したい方は、役場（吉備庁舎総務  
課・金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政  
局総務政策室）に申請してください。  
申請の際は、「要援護区分が分かるもの  
の写し（手帳など）」と印鑑をお持ちく  
ださい。

申請後、シルバー人材センターから  
ご家庭へ、家具固定を行い伺います。

